

東京商工会議所中小企業委員会  
委員長 大久保 秀 夫 様

東京商工会議所品川支部  
会 長 武 田 健 三

中小企業・税制特別委員会委員長  
国 分 直 人

### 品川支部 2022年度中小企業施策に関する要望

新型コロナウイルスの感染再拡大により、国内外の経済活動は大幅に抑制された状況が続いています。政府による緊急事態宣言は解除されましたが、感染拡大予防のための休業・時短営業や外出自粛等による影響は長期化が予想されます。当品川支部で区内会員事業者を対象に実施した「新型コロナウイルスによる事業への影響実態調査」では、9割超の事業者が「今後会社の業績に影響が出る」と回答しており、飲食、観光関係の事業者のみならず、影響がこれまで限定的であった業界・業種においても、今後深刻な影響が出ることが予想されます。

新型コロナウイルスに関連した倒産件数は全国で既に1,300件を超えており、その中でも負債総額が1億円以内の規模の小さな事業者の倒産が過半数を占めています<sup>1</sup>。大企業に比べ資金力が乏しい中小企業・小規模事業者に対しては、これまで以上に迅速かつ手厚い支援を実施していく必要があります。また、ウィズコロナ・アフターコロナにおいて新たなビジネスモデルへの転換の重要性が増しており、新規事業創出に対しても、積極的な支援が求められます。

また、新型コロナウイルスの影響が終息した後、わが国経済が以前の成長力を取り戻すためには、企業数の99.7%、雇用の約7割<sup>2</sup>を占め、地域経済の中核を担う中小企業の成長回復が不可欠です。そのためには、中小企業がICTの活用等で自ら経営課題を解決するだけでなく、サプライチェーン全体の好循環の実現に向けて、コストアップを大企業・中小企業の双方が適切に負担する等、社会全体で不合理な商慣行の見直しを推進しなければなりません。

当支部では、区内会員企業の意見や、中小企業・税制特別委員会での活発な議論を経て、このたび本要望を取りまとめました。中小企業委員会の要望に取り上げていただきますようお願い申し上げます。

---

<sup>1</sup> (株)帝国データバンク「『新型コロナウイルス関連倒産』動向調査」

<sup>2</sup> 2020年度中小企業白書

## 1. 新型コロナウイルス感染拡大に対する経済支援策

新型コロナウイルス感染再拡大に伴い、国内の経済活動はかつてない規模で長期間に渡り制限されており、資金力の乏しい中小企業・小規模事業者は危機的な状況に陥っています。影響の長期化により、飲食、観光、イベント関係だけでなく、建設業や製造業等にまで影響が拡大しつつあるため、これまでより幅広い業種・業態の事業者に、資金調達を中心に持続的かつ公平性にも配慮した支援を実施することが必要です。

また、感染症の影響が終息し、経済が元の状態に回復するまでには長期間を要すると考えられることから、ワクチン等が行き渡ることによって感染拡大に一定の収束が見通せた段階では、大胆な消費喚起策を実施し、できるだけ早く以前の経済状況に近づけていく必要があります。

新型コロナウイルスによる経済減退の影響に直面している中小企業・小規模事業者への支援策につきまして、以下のとおり要望いたします。

- (1) 地域経済への影響最小化に向けた支援策の実施と手続き簡素化
  - ① 雇用調整助成金の特例措置のさらなる延長
  - ② 東京都テレワーク等普及推進事業の継続
  - ③ 入札が停止されている特別区発注の公共事業（物品・工事・役務）について、受注業者の事業の見通し確保ならびに信用力補完のため、当初通りの入札・発注の実施と工期・納期の柔軟な変更
  - ④ 円滑な私的整理、ソフトランディングに向けた支援強化
  - ⑤ 各助成金・補助金・給付金に関する申請の電子化・簡素化の徹底と、マイナンバー等を活用した支給の迅速化
  - ⑥ 一時支援金の給付対象条件の緩和（対象期間の延長、売上減少要件の緩和等）
  - ⑦ 資金繰り支援の強化（条件変更への柔軟な対応、追加融資への対応、柔軟な納税猶予や社会保険料猶予への対応）
- (2) 終息後における中小企業の活力強化に資する大胆な消費喚起策の実施
  - ① 個人消費を喚起する大胆な減税の検討・実施（所得税の低率減税、相続税減税、贈与税の上限額引き上げ、交際費課税の特例拡大等）
  - ② 環境、SDGs、フィンテック等、新たなサービス・技術開発を促進するための大胆な費用補助策と消費喚起策の同時実施
  - ③ 子育て現役世代の消費を増やす施策の検討・実施（一例：3人目以降の子ども手当の増額、育児・教育に用途を限定した給付金、子育て世代向けの地域振興券等）

## 2. 大企業と中小企業の共存共栄関係の構築による好循環の実現

中小企業に対して、必要以上の価格引下げ要求や、契約締結後の取引条件変更（入金時の値引き等）、下請代金支払遅延、不当廉売など不公正な取引事例が依然として報告されております。経済産業大臣の要請を受けて、業界団体がサプライチェーン全体での取引適正化および付加価値向上に向けた自主行動計画を策定しましたが、取引関係に大きな改善が見られていないのが実態です。また、中小企業は、取引関係において顧客の過度な要請に答えざるを得ない状況から、大企業や元請企業での生産性向上の取り組みや働き方改革によって、業務負荷の急増などしわ寄せを受けている事例も報告されております。

こうした不公正な取引方法や不合理な商慣習からの脱却は、個々の企業努力での対応は不可能であり、政府の下で業界毎の取引適正化や商慣習の見直しが不可欠であると考えます。

つきましては、上記の認識のもと、政府主導による取引環境の一層の改善に向けた取り組みにつき、以下のとおり要望いたします。

### (1) サプライチェーン全体の好循環の実現

- ① 「サプライチェーン全体の好循環に向けた取引環境の改善」をSDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた取り組みの一環として明確に位置付け、社会全体を啓発
- ② GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）等が採用している上場企業に対するESG（環境・社会・ガバナンス）評価のS（社会）の項目に、サプライチェーン全体視点での好循環に向けた取引環境の持続的改善度を組み込む
- ③ 下請企業による無償サービス（一例：運送業者や卸売業者による倉庫や店舗の陳列）の有償化への徹底化（元請企業や業界団体、消費者への啓発）

### (2) 価格転嫁をはじめとした取引適正化

- ① 「パートナーシップ構築宣言」の普及徹底と実効性の向上（宣言企業の実績調査の実施及び好事例の共有による導入促進、加点対象となる補助金の追加・補助率の引き上げ）
- ② 下請振興法の「振興基準」の改正の趣旨を含めた普及啓発、取り締まりの徹底
- ③ 下請事業者への現金による支払いや手形サイトの短縮を求める「下請代金の支払手段について」の遵守推進
- ④ 約束手形の廃止に向けた運動による中小企業の資金調達等での実質的不利益を生じさせないような方策の検討
- ⑤ 下請けGメンによる取引実態の調査及び取り締まりの強化、下請け駆け込み寺のPR強化
- ⑥ 人手不足による人件費上昇、原材料価格の値上がり等が、販売価格に適正

に転嫁できる仕組みの構築と実施の徹底

- ⑦ 独占禁止法における不当廉売の取り締まりの徹底(特にITサービス業等においては、最低限の人件費を確保できるような適正価格の設定)
- ⑧ 小売業や卸売業、サービス業の課題であるEC取引やキャッシュレス決済等における独占禁止法の適用強化、不公平な取引方法の改善
- ⑨ 業界や企業規模の垣根を超えた価格転嫁・取引適正化の国民的な啓発活動
- ⑩ 新型コロナウイルス感染拡大による混乱に乗じて、立場の弱い下請け企業への親事業者からの不当な取引が行われないよう、取引環境の監督・整備の強化

### 3. 生産性向上と多様な人材活躍の推進

コロナ禍により急速にデジタル化が進む一方で、中小企業においては、「本格的なIT導入」と「デジタル技術の実装化」による生産性向上の実現が急務であります。

また、業界・業種により人員の不足・過剰の状況に大きな差が生じている中で大企業と中小企業が人員を共有化する試みも図られていますが、多くの中小企業で慢性的な人手不足が続いており、解消に向けた取り組みも必要です。

合わせて、労働規制の緩和により企業の自由度や裁量と高めるとともに、多様で柔軟な働き方を中小企業・小規模事業者にも定着させていくことは、各事業者の活力向上やイノベーションの創出に加え、新たな雇用を生み出すことにもつながります。

つきましては、中小企業の実産性向上に向け、ICT・IoT導入・利活用や働き方改革への支援、多様な人材活躍の推進にあたり、以下のとおり要望いたします。

#### (1) 中小企業の実産性向上と活用に向けた支援

- ① ICTを有効活用するためには、従業員の実産性向上が必須であることから、IT導入補助金について「導入に関する人材派遣」「導入研修」「保守サポート」に係る費用を別枠として補助率を2/3以上に引き上げるとともに、導入後複数年度の研修費用も補助対象とすべき
- ② IT導入に関する補助金について、ハード購入の上限金額引き上げやサーバーやアプリケーション等を設備投資対象としてみなすなど、補助の拡大
- ③ 個人情報管理強化を目的とした設備等の導入、およびサイバーセキュリティ対策を実施するための設備等の導入に関する助成制度拡充
- ④ 中小企業の実産性向上を对象としたクラウドサービスへの投資に関する優遇税制の検討

#### (2) 人手不足・働き方改革への対応・支援策の拡充

- ① 働き方改革と生産性向上の両立を基本に、働き方改革関連法の運用にあたって、機械やコンピュータで業務を代替することが難しい業種・業務（一例：伝統技能や高度な技術を要する職人）を中心に時間外労働の上限規制の緩和
- ② 時間外労働の上限規制に抵触した中小企業に対する助言・指導にあたっての配慮（中小企業の労働時間の動向、人材確保の状況、取引実態等を踏まえた助言・指導等）を踏まえた対応の実施
- ③ 有給休暇の取得義務化における年次有給休暇のカウントの柔軟化（時間給をカウント対象に含める等）
- ④ 在籍型出向に係る「産業雇用安定助成金」の活用促進
- ⑤ 外国人による公的資格取得を促進するため、試験問題への“ふりがな付与”
- ⑥ 中小企業と外国人材のマッチングやインターンシップ、人材教育に係る支援
- ⑦ 未経験業種への就労を希望する求職者について、トライアル雇用の対象に追加するとともに、職業訓練・マッチングの支援

#### 4. 新たな挑戦をする中小企業への支援と円滑な事業承継の推進

中小企業経営者の年齢の中心層は1997年の47歳から2018年には69歳<sup>3</sup>と急速に高齢化が進んでおり、事業承継は喫緊の課題であるという認識のもと、2018年には事業承継税制が抜本的に拡充されたことをはじめ、さまざまな施策が拡充されてきております。この「大事業承継時代」を変革と創造の好機と捉え、次世代への経営のバトンタッチを加速させることで、価値ある事業と技術を次世代へ承継し、中小企業によるイノベーション創出につなげるべきと考えております。

同時に、中小企業は、人手不足、売上減少・コスト増加、ICT化による事業環境の急速な変化等の様々な課題に直面しています。さらに、現下の新型コロナウイルス感染拡大に伴う劇的な環境変化のもと、事業継続の危機にさらされております。大変厳しい状況にありながら、中小企業の新たな挑戦を後押しする支援策につきまして、以下のとおり要望いたします。

- (1) 社会的ニーズに対応する中小企業の新たな挑戦を後押しする中小企業への支援強化
  - ① ものづくり・商業・サービス生産性向上促進支援事業の継続的な実施と本予算拡充、支給要件の柔軟な運用、補助率の更なる拡大
  - ② 「地域経済牽引事業計画」「経営革新計画」「経営力向上計画」などの申

<sup>3</sup> 2020年中小企業白書

請書類・手続きの更なる簡素化

- ③ 都道府県商工部局が担当する「経営革新計画」については、承認を得るメリットの拡充（「経営力向上計画」取得以上のメリットの付与等）
- ④ 展示会等出展支援助成事業（東京都）について、複数回かつ継続的に国内外展示会出展へ対応出来るよう助成上限の拡充および申請要件（売上減少・赤字等）の緩和
- ⑤ 流通・サービス業を対象とした展示会出展や設備投資に係る助成制度の充実（製造業並みに）
- ⑥ サポイン事業（戦略的基盤技術高度化支援事業）の継続的な実施と更なる大規模な研究開発にも対応できるよう助成金額の引上げ
- ⑦ S B I R（中小企業技術革新制度）の対象となる補助金メニューの拡充・サポイン事業の継続的なS B I R対象化
- ⑧ 研究開発税制における中小企業が利用しやすい優遇税制の実現（減税枠の拡大・該当費目の明確化および、税務当局のコンセンサス・モノづくりだけではないビジネスモデルへの適用）および、利用促進に向けた啓蒙・普及活動の強化

## （２）円滑な事業承継の推進支援

- ① 事業承継・引継ぎ支援センターの体制拡充、小規模案件のM&Aマーケット形成に向けた支援
- ② 経営者保証ガイドラインの周知と運用の徹底（金融機関の説明の徹底、信用保証協会における旧経営者による保証の速やかな保証免除等）
- ③ 後継者による借入一本化など、後継者の金融債務に対する柔軟な対応